１１　土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

（１）土地改良事業の法手続について教えてください。

法手続とは、土地改良事業を開始するにあたり、一定の地域内にかかる利害関係人の権利関係や費用負担等各種の調整を行うとともに、適切な事業計画が作成されるよう土地改良法の規定に基づく手続を行うことですが、その種類は次のとおりです。

事業主体	事業の種類	申請人
国・県	申請事業	３条資格者、土地改良区、市町村、農業協同組合
	応急事業（災害復旧）	
県	非申請事業（ほ場整備）	
	非申請事業（埋立・干拓）	
	応急事業（災害復旧）	
土地改良区	認可事業	
	応急事業（災害復旧）	
その他（市町村、農業協同組合、農地中間管理機構等）	認可事業（市町村営を除く）	

次に、法手続の主な事項（申請事業の場合）について説明します。

申請人の決定

土地改良事業は一般的に申請に基づく事業であり、開始手続にあたっては、申請人を決定する必要がありますが、申請人になることができるのは以下の方です。

土地改良法第３条に規定する資格を有する者（３条資格者）、土地改良区、市町村、農業協同組合

一定地域の決定

事業の受益地を決定する手続ですが、一定地域には事業を施行しようとする地域又は事業によって利益を受ける土地全部が含まれることが必要です。なお、一定地域内に国有地等が含まれる場合は管理行政庁の地区編入承認を得ること、また非農用地を含む場合は関係権利者全員の同意を得ることが必要です。

事業計画概要の公告

申請人は事業計画概要を作成し、一定地域の属する市役所又は町村役場の掲示場に５日間の公告を行います。この場合、申請人は事前に当該市町村長と協議しておく必要があります。さらに、当該市町村長との協議の前に 20 日間以上の公告縦覧をし、意見がある者から意見書を徴し、申請に際しその写しを添付しなければなりません。

公告事項（１）事業計画の概要
（２）事業費の概算及び地元負担金の予定額又は割合
（３）造成される施設の予定管理方法
（４）その他必要な事項

同意の徴集

一定地域内の土地について３条資格者の３分の２以上の同意を得ることが必要です。なお、建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（法第５条６項に規定する土地を除く）については、関係権利者全員からの同意が必要です。

事業の確定及び認可

事業計画決定後 20 日間以上の公告縦覧で審査請求がないとき、又は審査請求に対する決定をしたときに事業が確定され、着手することができます。

審査請求の期間は、縦覧期間満了後 15 日間です。

留意事項

事業計画概要の中で予定管理方法を定める場合は、あらかじめ当該予定管理者から内諾を得る必要があります。

（３条資格者について）

土地改良法第３条によって定められている土地改良事業に参加する資格を有する者のことですが、原則として農用地については使用収益権者、非農用地については所有者がなります。ただし農業委員会へ申し出ることにより資格交替をすることもできます。

（３条資格者の図式）

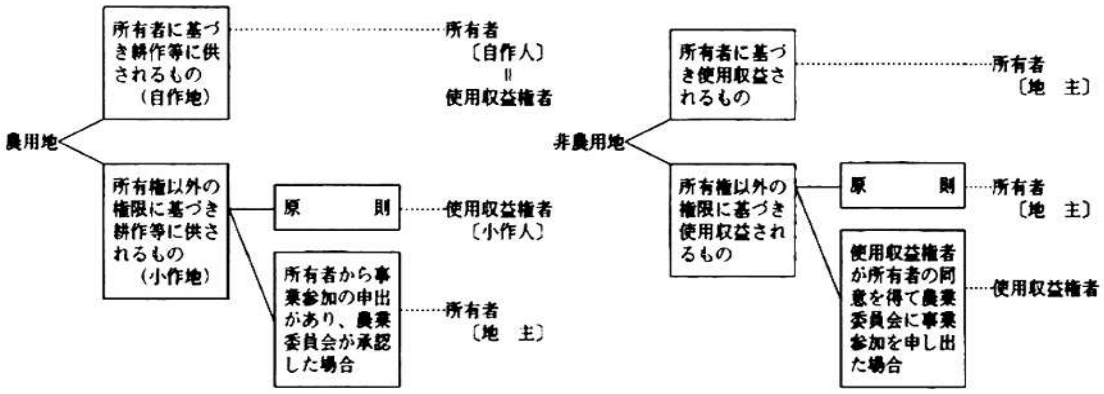

（法手続が完了するまでの日数）

現在実施している法手続は、申請書を受理してから確定するまでの標準的所要日数が約 60 日とされております。事業の着工時期を考慮のうえ、適期に申請できるよう留意してください。

（法手続が必要となる事業）

（１）農業用用排水施設（かんがい排水事業）

（２）農業用道路（農道整備事業）

（３）農用地の保全、利用上必要な施設（ため池等整備事業等）

（４）区画整理（ほ場整備事業）

（５）農用地の造成（農地開発事業）

（６）埋立て干拓（国、又は県が施行し、非申請事業となる。）

（７）災害復旧又は土地改良施設の突発事故被害の復旧

（８）交換分合

（９）その他の事業(客土、暗きょ排水、床締等)

○県営事業の主な法手続フロー

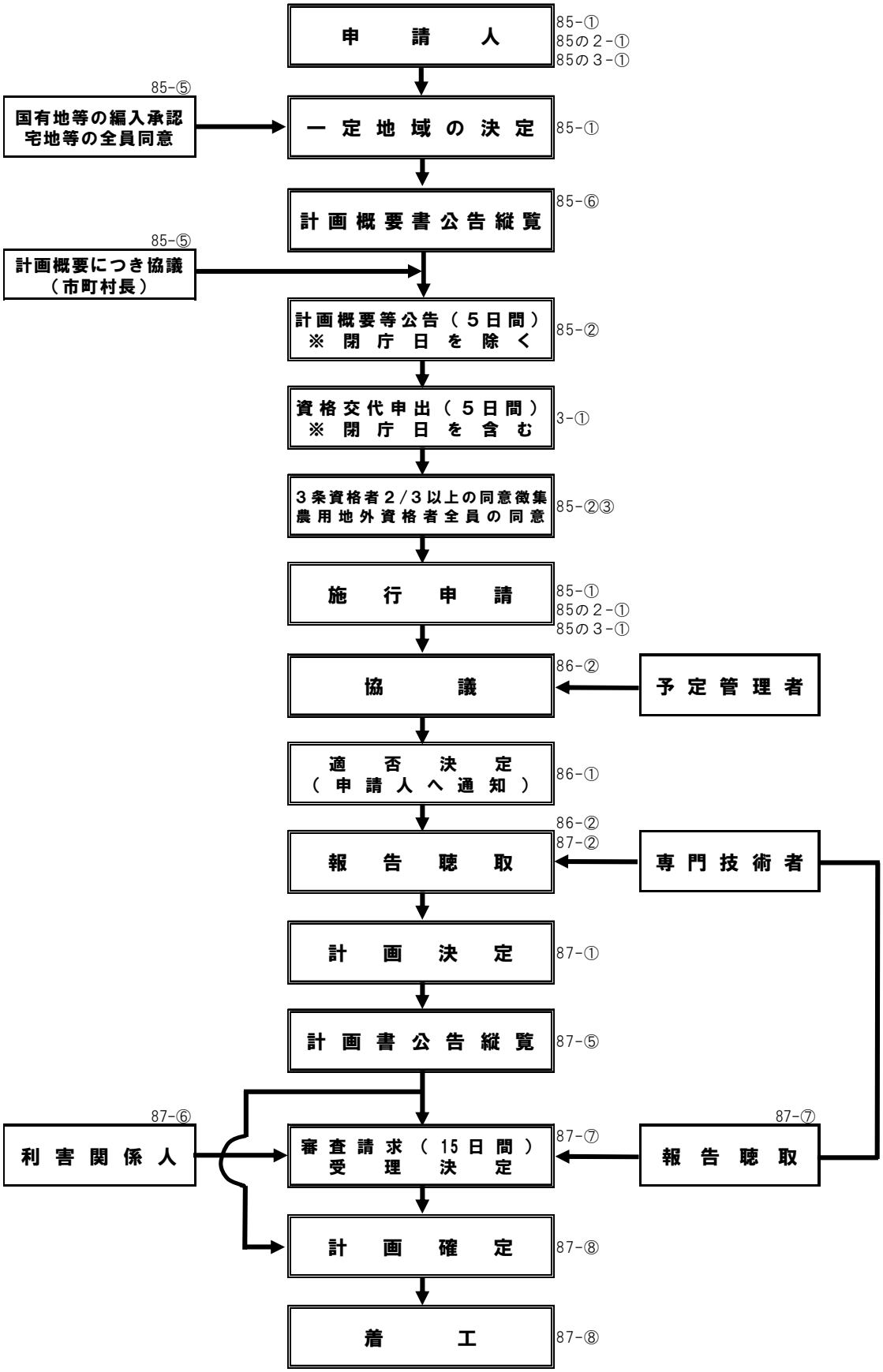

（２）農業農村整備事業の農家負担（受益者負担）の資金調達について、その概要を教えてください。

農業農村整備事業を実施する場合には、国、県の補助の有無にかかわらず受益者自身が負担する資金が必要です。負担額が少額の場合、受益者自身が何らかの方法（預貯金の引き出し、農協等からの一時借入など）で、一度に支払う場合もありますが、事業の効果が工事完了後でなければ発揮できませんし、また受益者負担が多額である場合、一度に支払うことは農家にとって大きな負担となります。このため、できるだけ負担を軽減し、事業の円滑な推進を図るために、次のような融資制度があります。

農業基盤整備資金（日本政策金融公庫）

農業基盤整備資金は、農業生産力の増大、生産性の向上を図るための生産基盤の整備や農村環境基盤の整備などに係る費用に対して長期・低利な融資を行う、株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）の制度資金です。

この資金は、補助残（県営・団体営の補助事業の補助金以外の部分、つまり受益者負担分）と非補助事業（県単独補助事業もこれに含まれます）の両方に融資できるようになっています。

（１）融資対象事業

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道、畦畔整備、石れき除去、農地造成（地目変換等）、水質障害対策等の農地保全、老朽ため池整備等の防災、土地改良施設の補修等の維持管理、農林水産省の補助事業として実施する農業集落道・農業集落排水施設・営農飲雑用水施設等の農村環境基盤施設、農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設等の集落環境基盤施設、牧野の造成・改良・保全・利用上必要な施設、災害復旧など

※調査設計費も融資の対象になります。

（２）借入者の資格

ア　土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者

イ　５割法人・団体（農業を営む者及び上記法人がその構成員または資本金などの過半を占めるか、または過半の出資等を行っている法人・団体）

ウ　農業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人、または地方公共団体が構成員の過半を占めるか、または過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人）

※５割法人・団体が借入者となるのは、農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び連絡道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限ります。

（３）利率（年）

ア　国の補助事業

県営 2.15%

※　担い手への農地集積を行う「ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業等）」は、負担する額の 5/6 または貸付対象事業費の 10%以内は無利子（担い手育成農地集積）となる。

団体営 2.00%

イ　非補助事業

一般　2.00%

※　利率は令和７年７月１５日現在です。

※　最新の利率については、日本政策金融公庫福島支店・農業協同組合・最寄りの銀行等へお問い合わせください。

（４）償 還 期 限　25 年以内（うち据置期間 10 年以内）

（５）据 置 期 間　10 年以内

（６）融資限度額　地元負担額（最低限度額 50 万円）

（３）土地改良事業の調査設計費等の融資対象の範囲及び条件は、どのようになっていますか。

融資対象となる範囲

（１）調査設計　（団体営土地改良事業実施要綱による。）
（２）換地設計　（換地設計実施要領による。）
（３）団体営地形図作成　（団体営地形図作成事業実施要領による。）
（４）土地改良施設維持管理計画書作成
（５）災害復旧事業計画概要書作成　（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令による）

融資の条件

調査設計費等に伴う受益者負担金に対しては、下記により日本政策金融公庫から「農業基盤整備資金」として融資を受けることができます。

（１）借入者の資格

土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、５割団体・法人、農業振興法人

（２）利率

ア　国の補助事業　　県　営 2.15%
　　団体営 2.00%
イ　非補助事業　　一　般 2.00%

※　利率は令和７年７月１５日現在です。
※　最新の利率については、日本政策金融公庫福島支店・農業協同組合・最寄りの銀行等へお問い合わせください。

（３）償 還 期 限　25 年以内（うち据置期間 10 年以内）
（４）据 置 期 間　10 年以内
（５）融資限度額　地元負担額（最低限度額 50 万円）

（４）非補助土地改良事業の仕組みを教えてください。

非補助土地改良事業の目的

（１）　土地改良事業には、国の補助を受けて行う県営、団体営の補助事業と国の補助を受けないで行う非補助事業とがあります。これら事業の実施状況を事業量及び事業費の面からみると、その主流は補助事業と言えるでしょう。

しかし、補助事業は一定の採択要件（例…事業種類、受益面積、事業量、事業費等）があって、これにかなったものでなければ事業を実施することができません。また、採択要件にかなっていても国の予算上の制約等から必ずしも農家が希望する時期に着工したり、完了できるとは限りません。

したがって、国の補助の対象とならない小規模な事業や、補助事業の採択要件にかなっていても、地元の要望により早期に事業効果を発現させる必要がある場合などは、国の補助を受けない非補助事業として実施することになります。

（２）　土地改良事業の効果を最大限に発揮させるためには、基幹部分を補助事業で行い、その末端部分については、非補助事業で行うというように、事業の規模、内容に応じて補助事業と非補助事業をうまく組み合せバランスのとれた事業の実施を考えていく必要があるでしょう。

このように、補助事業を補完する役割をもっている非補助事業を積極的に進めることによって、初めて地域全体の農業生産基盤の整備水準が高められると言えるでしょう。

非補助農業基盤整備資金（日本政策金融公庫）

国の補助を受けない小規模な土地改良事業など生産基盤の整備のほか、農業集落排水施設などの生産基盤と一体として行う生活基盤の整備に必要な資金を長期低利で融通する制度です。

下記により、日本政策金融公庫から「農業基盤整備資金」として融資を受けることができます。

（１）借入者の資格

土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、５割団体・法人、農業振興法人

（２）利率

非補助事業　　一　般　2.00%

※　利率は令和７年７月１５日現在です。

※　最新の利率については、日本政策金融公庫福島支店・農業協同組合・最寄りの銀行等へお問い合わせください。

（３）償 還 期 限　25 年以内（うち据置期間 10 年以内）

（４）据 置 期 間　10 年以内

（５）融資限度額　地元負担額（最低限度額 50 万円）

事業の種類

○非補助事業の区分

事業種類	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
かんがい排水	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
畑地かんがい	団体営畑かん関連及びそれ以外の地域で受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連

事業種類	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
ほ場整備	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
暗渠排水	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
客土	受益面積 20ha 未満	20ha 以上。ただし、離島、補助事業の分割採択残を除く。	20ha 以上の左記ただし書該当
農道	受益面積 20ha 未満または延長 1,000m未満（平均傾斜度 15 度以上は 14ha 未満または 500m未満）	20ha 以上かつ 1,000m以上（平均傾斜度 15 度以上は 14ha 以上かつ 500m以上）。ただし、平均傾斜度 30 度以上、離島、補助事業の分割採択残を除く。	左記ただし書該当
索道（軌道等運搬施設を含む。）	受益面積 20ha 未満または延長 500m未満	－	20ha 以上かつ 500m以上
農地造成	受益面積 10ha 未満（優良牧草の導入は面積制限なし）	－	10ha 以上
維持管理	土地改良施設の維持管理	市街化区域内の軽微な改修等の維持管理	－
防災、農地保全	面積制限なし	－	－

事業種類	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
農業集落排水施設	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるものであって、補助事業によって造成された施設に直接接続する施設に係る事業	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるもの。ただし、選定事業に該当するものを除く。	－
埋立、干拓、干拓関連、床締、心土耕、石れき除去、酸性きょう正、飲雑用水	－	－	面積制限なし
畦畔整備	－	－	コンクリートまたは石積等の畦畔
牧野の改良・造成	受益面積 10ha（開拓付帯地、河川敷 5ha）未満	－	10ha（5ha）以上
牧野利用施設整備	牧野の改良・造成と併せて行う隔障物、牧舎等	－	隔障物、牧舎等の単独実施の場合

※　１）　選定事業とは、福島県知事の選定を、認定事業とは東北農政局長の認定を要するものをいいます。

２）　石れき除去、飲雑用水施設（特定の補助事業に関連する末端支派線分）、調査設計等は一般非補助のみの対象となります。

留意事項

○　県単独事業及び市町村単独事業の受益者負担分についても非補助土地改良事業の対象となります。

○　土地改良法によらない非補助土地改良事業について

農業者が個人で施行する事業を除き、原則として次の要件に該当するものは、土地改良法によらない非補助土地改良事業として扱うことができます。

ア　非補助土地改良事業資金の貸付対象事業であって、事業費が１億円未満のものであること。

イ　権利関係の調整を要しない事業内容のもので、紛争等の可能性のない事業であること。

ウ　事業に対する権利者全員の同意が書面をもって行われていること。

エ　事業実施期間は単年度であること。

オ　事業主体は、農業を営む者の組織する法人、数人共同施行、農業協同組合（連合会を含む。）、市町村であること。

（５）借入申込から貸付決定に至るまでの流れを教えてください。

（１）直接貸付（補助残融資）

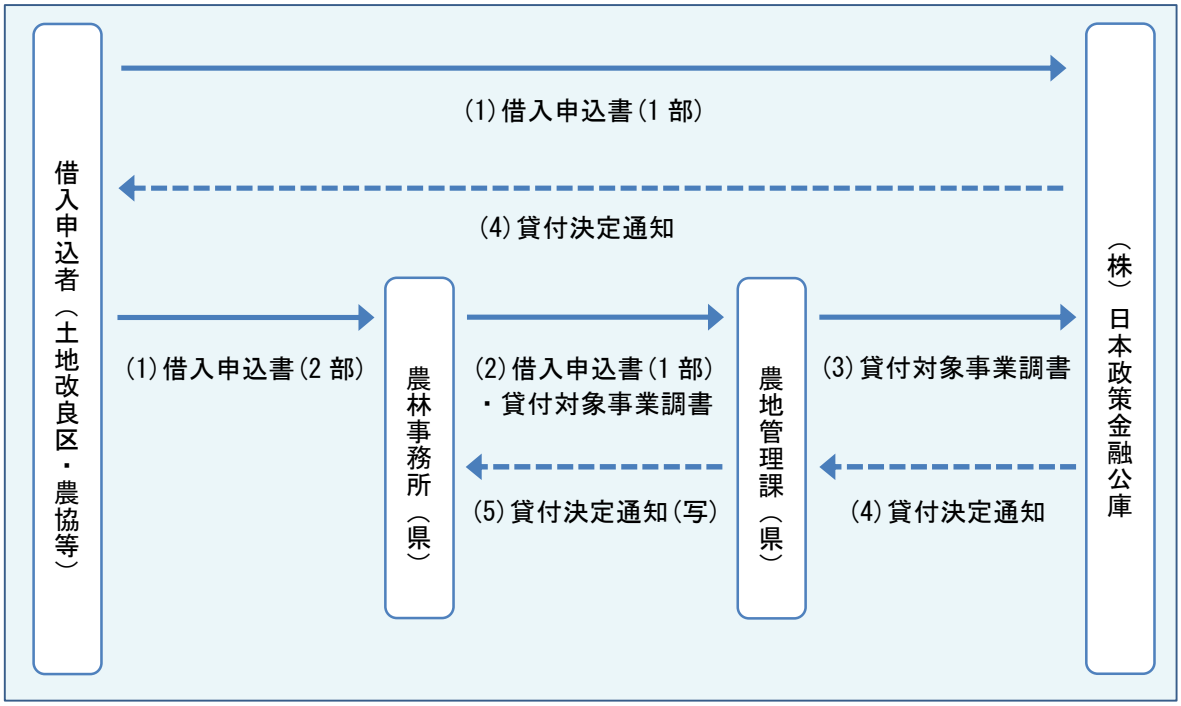

（２）委託貸付（補助残融資、非補助融資）

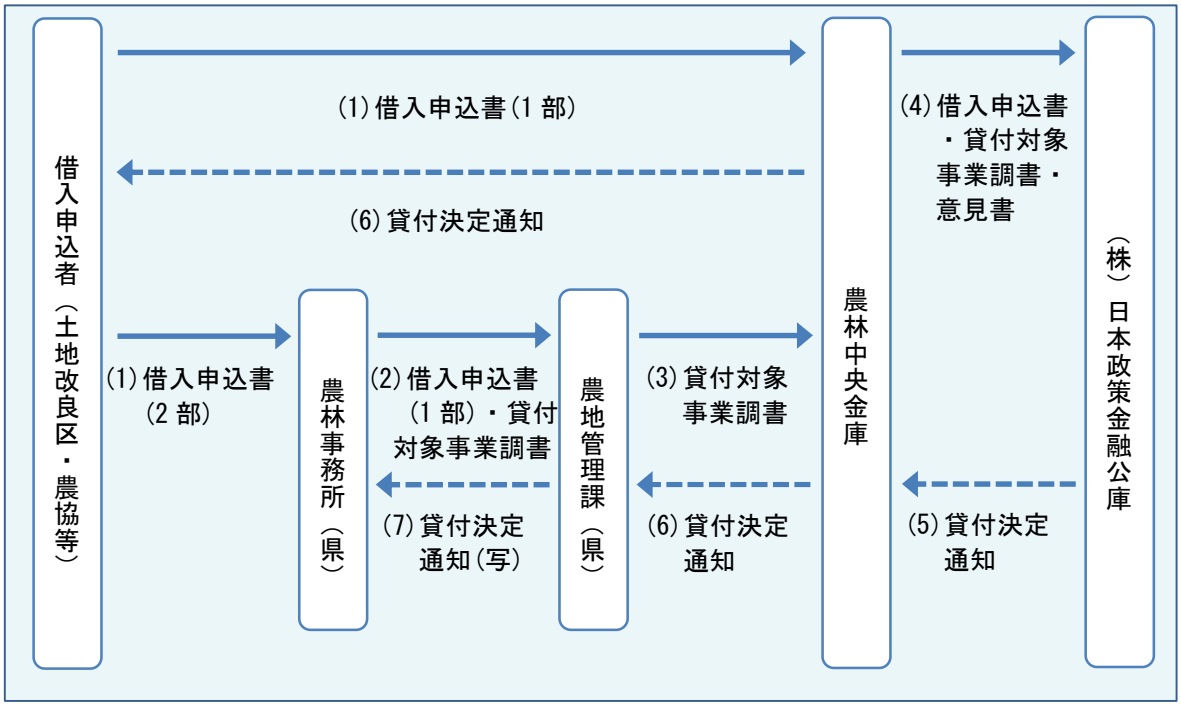

（６）土地改良事業負担金対策には、どのような種類がありますか。

土地改良事業負担金対策の体系

【償還方法の改善】※国営事業の負担金に限る

計画償還制度

償還期間の延長により単年度償還額を軽減することに加え、元金の前倒し償還や元金均等償還により償還額の増嵩を抑制する制度。

【農家負担金軽減支援対策事業】

（１）土地改良負担金償還平準化事業（利子補給）

償還の平準化を図るため、年償還金の一部を繰り延べるために借り入れた資金に対し、無利子となるよう利子相当額を補給する制度。

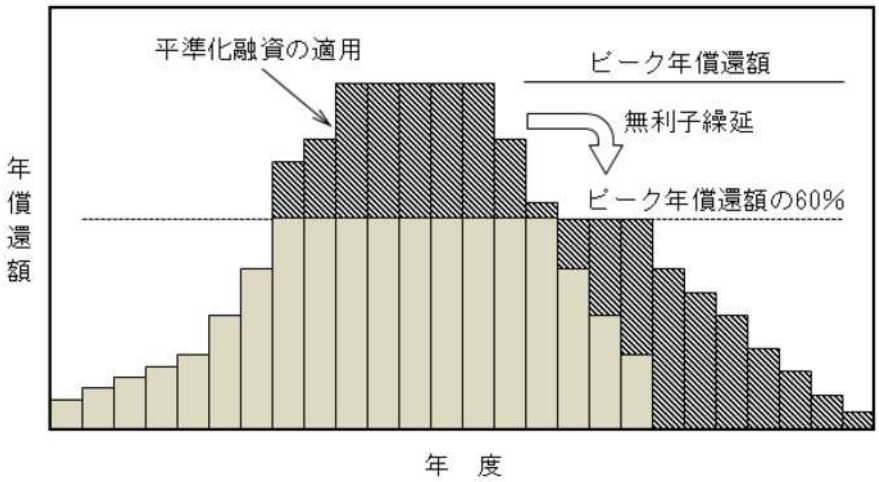

（２）担い手育成支援事業（利子助成）

担い手への農用地利用集積を積極的に取り組む地区について、年償還額がピーク時年償還額の 70%を超える期間等を限度として償還利息の一部を助成する制度。

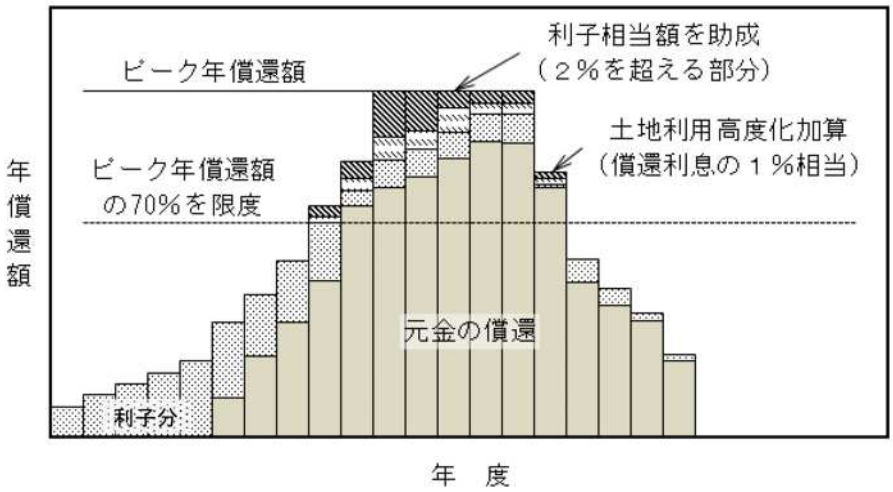

（３）水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（無利子貸付）

担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区について、土地改良事業の農家負担額の 5/6 に相当する額を限度に無利子融資を行う制度。

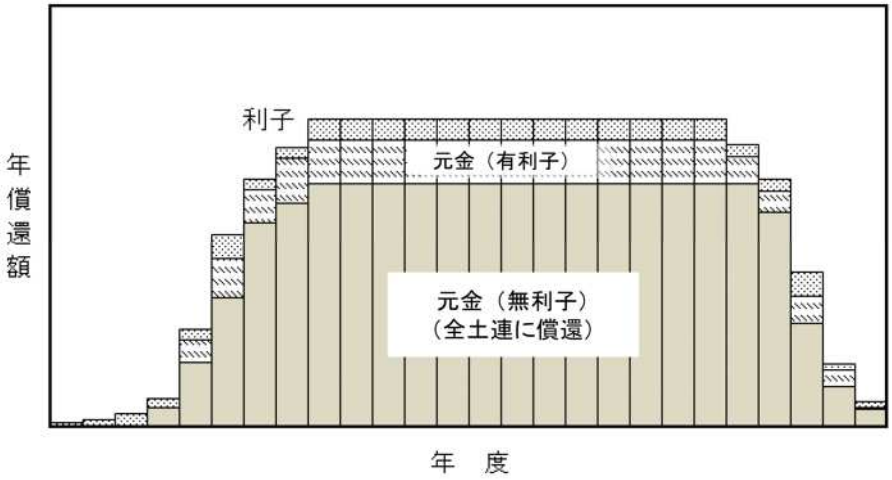

（４）災害被災地域土地改良負担金償還助成事業（利子助成）

一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が災害復旧事業の適用を受けた場合、受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当分を助成する制度。

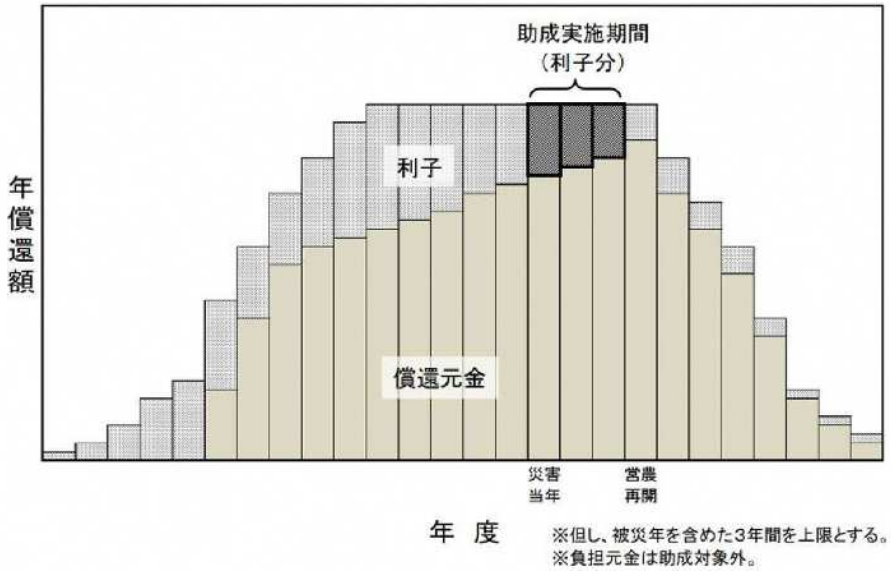

（５）経営安定対策基盤整備緊急支援事業（利子助成）

担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域について、対象事業の受益者負担金または償還金に係る償還利息相当額を土地改良区等に助成金として交付する制度。

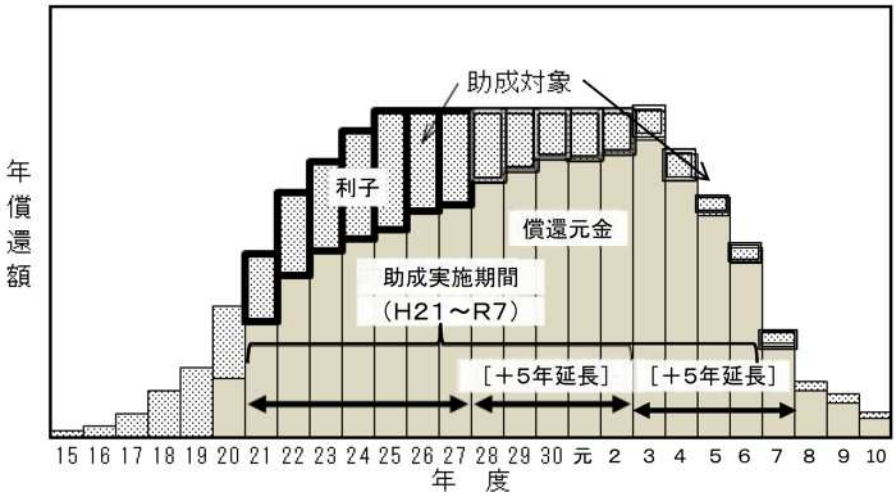

（６）農地有効利用推進支援事業（利子助成）

農地耕作条件改善事業を実施する地区のうち、担い手への農用地利用集積が概ね８割以上となる地区について、農家負担金の償還利子の一部助成及び農地の出し手に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額の助成を行う制度。

<支援イメージ>

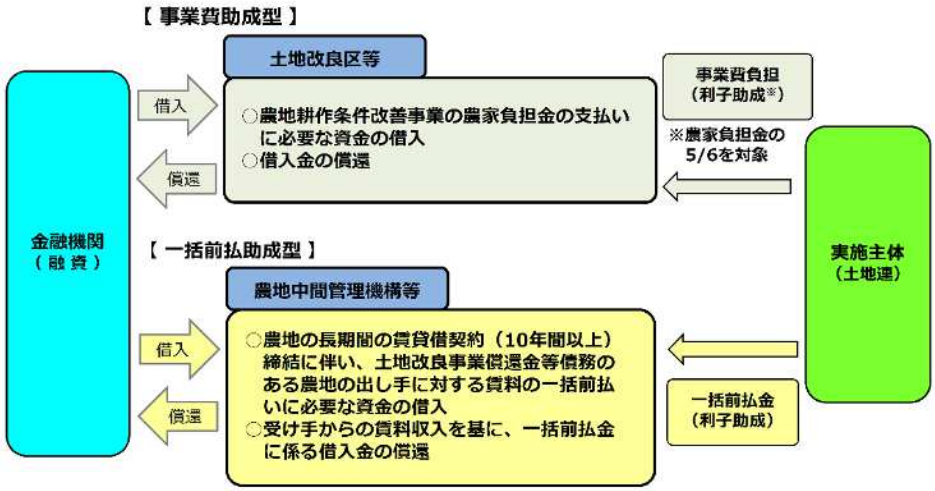

（７）土地改良事業負担金対策の制度概要を教えてください。

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
１．計画償還制度	S62 H元拡充 H7拡充	ア．特別型国営事業で一定要件を満たす地区	国営	地元負担金の計画的かつ円滑な償還を推進するため、支払方法及び償還期間に特別措置を講じ、償還総額の増嵩の抑制と単年度当たりの地元負担金の軽減を図る。 （償還方法） 元利均等→元金前倒し年賦償還 （償還期間） 15～17年→25年	ア．輸入自由化関連作物の作付け面積割合が地区全体の1/3以上の地区で(1)及び(2)～(4)のうち１つを満たす地区 (1)S63年までに着工し、H元年度以降に償還開始する地区。また、H５年度輸入自由化関連地区にあっては、H５年度までに着工し、H６年度以降に償還開始する地区 (2)自然増を除く地元負担金の増が当初計画の2.5倍以上 (3)特別型への振替後の工期が当初予定の２倍以上かつ工期延長に伴う地元負担の増が地元負担総額の10%以上 (4)10a当たり年償還額が農地造成で３万円以上、かん排で1.5万円以上

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
		イ．一般型国営事業で一定要件を満たす地区			イ．輸入自由化関連作物の作付面積割合が地区全体の 1/3 以上の地区で(1)及び(2)または(3)のいずれか１つを満たす地区 (1)S63 年までに着工し、H 元年度以降に償還開始する地区。また、H5 年度輸入自由化関連地区にあっては、H5 年度までに着工し、H6 年度以降に償還開始する地区 (2)事業工期が当初計画の２倍以上 (3)10a 当たり年償還額が農地造成で３万円以上、かん排で 1.5 万円以上
２．工種別完了制度	H 元	特別型国営事業	国営	事業全体の完了前でも、ダム、頭首工などの工種別の完了に伴い、工種別に償還開始を可能とするもの。 (1)地区全体完了までの建設利息の増嵩抑制 (2)実質的な償還期間の延長 (3)上記(1)(2)による年平均償還額の軽減	
３．ステップ償還制度	S61	特別型国営事業	国営	償還期間の前期を低額とし、後期を高額とする償還方法	

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
４．農家負担金軽減支援対策事業					
(1)土地改良負担金償還平準化事業	H2 H14 拡充	土地改良区等	国営 県営 団体営	土地改良事業負担金を円滑に償還するため、年償還金の一部を繰り延べるために借り入れた資金に対し、利子補給を行い、年償還金を平準化することにより、円滑な償還が図れるようにする。 平準化目標額（年償還金がピーク時年償還金の 70%（H14 年度制度拡充により 60%））を超える期間を限度として、その超える部分を融資機関から資金を借り入れ、その借り入れ利率が無利子となるように利子補給を行う。 認定期間 H2 年度～H16 年度	H5 年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区 (1)次のいずれかに該当する地区 ｱ.転作率 30%以上 ｲ.自由化関連作物作付け 1／3 以上 ｳ.10a 当たり事業費が 3 倍以上増加 Ｉ.その他知事が必要と認める地区 (2)ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区 ｱ. 10a 当たり 1 万円以上 ｲ.戸当たり 20 万円以上 ｳ. その他知事が必要と認める地区
(2)特別型国営事業計画償還助成事業	H2 H19 拡充	土地改良区等	国営	国営土地改良事業等の地元負担分について、財投からの借入金により事業を行っている地区で、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、農	特別型国営土地改良事業地区で、「新計画償還制度」の適用要件を満たしている地区

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
				家負担の軽減と計画的償還の一層の推進を図る。 　償還を行っている特別型国営土地改良事業地区において、償還利息の一部を助成する。 認定期間 H2 年度～H19 年度	
(3)担い手育成支援事業	H7 H12 拡充	土地改良区等	国営 県営 団体営	ア　農地利用集積助成 　土地改良事業の償還金のある地区で、農家の合意に基づき、担い手への農用地利用集積を積極的に取り組む地区について、年償還金の軽減を図り、農用地の効率的利用を促進する。 　年償還金がピーク時年償還額の 70%を超える期間を限度として、助成限度利息 2.0%（H12 年度拡充以前は 3.5%）を上回る利子相当額を助成する。ただし、担い手への農用地利用集積の要件を達成するまでは、助成限度利息を上回る利子相当額の１／２を助成する。	H5 年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区 (1)事業認定後 5 年以内に、担い手の経営面積が 3 割以上増加 (2)ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区 ｱ. 10a 当たり 1 万円以上 ｲ.戸当たり 20 万円以上 ｳ. その他知事が必要と認める地区

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
				イ　土地利用高度化加算 水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（1%相当）を行う。 認定期間 H７年度～H12 年度	
(4)水田･畑作経営所得安定対策等支援事業	H19	土地改良区等	国営 県営 団体営	水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対して、対象事業地区に係る農家負担金の５／６に相当する額を限度に無利子融資を行う。 認定期間 H19 年度～R7 年度	次の(1)または(2)のいずれかが確実と見込まれること。 (1)H6 年度以降採択の土地改良事業等（国営事業の場合には、H19 年度以降償還開始地区を含む）であって、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。 (2)高収益作物の生産額が概ね 20%以上増加すること。
(5)災害被災地域土地改良負担金償還助成事業	H19	土地改良区等	国営 県営 団体営	一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る土地改良事業等の負担金の償還利息相当分を	被災した農用地または土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。なお、災害関連事業は対象とならない。

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
				土地改良区等に助成する。ただし、被災年を含めた３年間を上限とする。 認定機関 H19 年度～R7 年度	(1)農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律 (2)土地改良法第 87 条の４または５ (3)海岸法第５条または第６条 (4)地すべり等防止法第７条または第 10 条 (5)独立行政法人水資源機構法第 12 条第１項第３号 (6)独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第 11 条第１項第９号及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法第 19 条第１項第６号
(6)経営安定対策基盤整備緊急支援事業	H21	土地改良区等	国営 県営 団体営	担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担金償還支援を充実することにより、国内農業の体質強化を図り、もって食料供給力の確保に資する。 H21 年～R7 年度の期間において、各年度	(1)経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について、次のいずれかに該当すること。 緊急支援計画に定める目標年度までに、 ｱ.担い手農地集積率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること。

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
				の事業地区における対象事業の受益者負担金または償還金に係る償還利息相当額を土地改良区等に助成金として交付する。 　助成額は、事業地域における対象事業の受益者負担金または償還金のうち、農家負担金軽減支援対策事業による利子助成額その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還金が限度、ただし、合算年償還金の全体利子相当額の５／６を超えることはできない。 認定期間 H21 年度～H27 年度	ｲ.担い手農地集約化率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること。 ｳ.担い手者数の割合が目標年度までに 15%以上増加すること。 ｴ.耕地利用率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること。 (2)農家負担の要件について、次のいずれかに該当すること。 ｱ.当該地域の土地改良事業等の農家負担率が一定の割合以上であること。 ｲ. 当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算年償還額が、87,000 円/10a 以上、もしくは、1,470,000 円/戸以上であること。 (3)当該地域において、人・農地プランを作成していることまたは作成することが確実と見込まれること。
(7)農地有効利用推進支援事業	H30	土地改良区等	県営団体営	農地耕作条件改善事業を実施する地区で、担い手への農用地利用	農地耕作条件改善事業を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標

制度名	創設年度	対象	事業主体	制度概要	適用要件
				集積が概ね８割以上となる地区に対して、農家負担金の償還利子相当額の５／６を限度とした助成（事業費助成型）及び農地の出し手に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額の助成（一括前払助成型）を行う。 認定期間 H30 年度～	年度（原則、対象事業完了予定年度の３年後までのいずれかの年度）において、事業実施地域内農用地の概ね８割以上となる地区であること。

（８）事業費の一部を市町村が負担すれば、その負担に対して国の財政支援がなされるそうですが、その内容について教えてください。

農業農村整備事業の実施に係る地方公共団体の負担（都道府県及び市町村負担）に対しては、「地方交付税における算定の措置」及び「地方債における借入の措置」が講じられています。このことを地方財政措置と言っています。

地方交付税

１．仕組み

地方交付税制度は地方公共団体間の財源の不均等を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持できる財源を保障するため、国が地方に代わり徴収した地方税（所得税、酒税等の一部）を一定の合理的な基準によって再配分する仕組みです。

２．交付額の算定

各地方公共団体へは年度ごとに不足する財源相当額（普通交付税）が交付されますが、その金額は実際の不足額でなく各団体が標準的な行政を行う場合に不足する額を算定したものとなります。

つまり、各地方公共団体の標準的な支出（財政需要額）と収入（税収の一定割合）の差額が普通交付税の額となり、それぞれ「基準財政需要額」、「基準財政収入額」と呼ばれています。

各団体の普通交付税＝　基準財政需要額―基準財政収入額　＝　財源不足額

３．基準財政需要額

基準財政需要額は土木費や教育費などの行政別の個別算定経費と人口や面積を基本とした包括算定経費を次の式により算出します。

単位費用×測定単位×補正係数

単位費用：　想定された標準団体の測定単位１当たりの費用。
法律で定められています。

測定単位：　行政の量を測定するための単位。

補正係数：　標準団体の単価である単位費用を各々の団体の規模、条件に農家数の大小などの差を反映させるための係数

４．農業農村整備事業

農業農村整備事業に係る地方公共団体の負担のうち、土地改良施設の維持管理に係るもの、建設事業に係るもののうち事業費補正分及び農道の維持改修に係るもの等については個別算定経費の農業行政費において算定されています。

なお、農業行政費の測定単位は農家数となっています。

また、建設事業に係るもの（事業費補正分及び農道の維持改修費に係るもの等を除く）については、包括算定経費において措置されます。

地方債

地方債とは、地方公共団体が他から資金の借り入れを行い、その返済を一会計年度を越えて負担する長期の債務といいます。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源とするとされていますが、公共施設等の建設事業のように将来の住民にも経費を分担させることが、むしろ公平であるといったような場合には、地方債を経費の財源とすることができることとされています。

農業農村整備事業のうち定められた事業も「地方債を充当することができる事業」（適債事業）の一つで、県営事業の市町村負担分のうち一定割合について公共事業債を充当することが可能です。

県営事業に係る地方財政措置

（１）かんがい排水等

ア　対象事業

農山漁村地域整備交付金、農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化基盤整備事業、水利施設等保全高度化事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）

イ　対象工種

ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理、鳥獣害防止施設、農業生活環境基盤

ウ　地方債の充当率

９０％　対象は地方負担額のうちガイドライン以内の負担分まで

エ　基準財政需要額への算入

・包括算定経費の単位費用の総額へ算入

市町村負担の全額

・後年度の基準財政需要額への算入率（ガイドライン以内の負担分が対象）

ダム（Ｂ類型）　　４５％

その他（Ａ類型）　２０％

（２）農地防災事業等

ア　対象事業

地すべり対策、農村環境保全対策（公害防除特別土地改良、）、防災重点農業用ため池緊急整備、農業水路等長寿命化・防災減災事業（農地防災（防災ダム、ため池等整備（農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る））、農業用施設等災害関連、鉱毒対策、農山漁村地域整備交付金、農村地域防災減災事業

イ　対象工種……全工種

ウ　地方債の充当率

９０％

対象は地方負担額の全額

エ　基準財政需要額への算入

・包括算定経費の単位費用の総額へ算入

市町村負担の全額

・後年度の基準財政需要額への算入率

地すべり対策、地盤沈下対策、シラス対策　４８．５％

公害防止に基づくもの、ダム（Ｂ類型）　４５％

上記以外　２０％